

令和 7 年第 8 回

美里町農業委員会総会議事録

第8回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和7年8月25日(月) 午前9時01分から午前9時15分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎1階 庁議室

3 出席委員（16名）

1 番 小田嶋 勝美	2 番 後藤 幸太郎	3 番 我妻 卓美
4 番 福田なほ子	5 番 久道 雄悦	6 番 古内 世紀
7 番 尾形 司	8 番 繁泉 順子	9 番 佐々木幸一郎
10 番 小野 保裕	11 番 澁谷 正行	12 番 鈴木 幸博
13 番 遊佐 恭一	14 番 渡邊 雅光	15 番 邊見 勝寿
16 番 伊藤 恵子		

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 非農地証明願について

5 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

6 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長 高 橋 博 喜
係 長 澤 村 拓 也

7 会議の概要

○高橋事務局長

ではただいまより、令和7年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○高橋事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

それではこれより、令和7年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については16人全員の出席であります。

総会を開く場合の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会が成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

3番、我妻卓美委員、4番 福田なほ子委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。報告事項1番、農家相談について、8月7日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○後藤委員

それでは2番 後藤の方から報告いたします。

8月7日、9時から会長室において、伊藤会長、小田嶋委員、それから私、後藤の3名で対応いたしました。

1点目、●●●に住む●●●●さんの相談でした。田畑を売りたいと言う事でいらっしゃいました。

その農地は●●さんが作っているということで、まずは●●さんに相談してみてもいいということで、あと、それに付け加え、譲渡の申出書を提出していただきました。

それから2点目です。●●●●の●●●●さん。高齢のため、娘さん、●●●●●さんと来まして、土地は●●にあるんですが、●●●●●●に住んでいる兄の所有土地を返したいということで見えられ、どうしたらいいかという相談でした。

兄というのは、年齢が20歳差がありまして、要は長男と末子の関係ですね。相談者はその相続については全然わからなかった。その当時要は口約束で、小作料の三条許可の契約みたいなことをやってるので、その小作権を解除する旨の通知を、●●●のお兄さんはもう亡くなってまして、その子孫が三代目四代目なんで、全然こちらの状況も知らないってことで赤の他人の状態なんで、今まで問い合わせしても全然ナシのつぶてということで、こちらが解除したい旨の連絡をしたらということの説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

ご苦労さまでした。

次に報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

(報告事項 2 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。ごいませんか。

義長（伊藤会長）

初めに事務局より説明をお願いいたします。

(報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

以上であります。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告は終了いたしました。不明な点があれば、再度説明いたします。ございませんか。

以上です。すいませんでした。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

質疑なしと認め採決をいたします。

第1号議案、農地法第三条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案通り許可といたします。

以上で議事を終了いたします。